

指定に関する届出と、 排水設備工事における違反行為について



静岡市上下水道局 上下水道総務課

本日の内容

- I 指定事項に関する届出について
- II 排水設備工事における違反行為について

I 指定事項に関する届出について

1. 事業を廃止・休止・再開する場合

**下水道排水設備指定工事店廃止・休止・再開届出書
を提出してください。**

注意 次の場合は指定を続けられません。

- ・責任技術者が1人もいない。
 - ・排水設備工事に必要な設備や機材がない
 - ・県内に営業所がない
- ⇒すぐに上下水道局まで連絡してください。

I 指定事項に関する届出について

2. 指定事項に変更が生じた場合

下水道排水設備指定工事店**異動届出書**

を提出してください。

- (1) 商号又は名称の変更
- (2) 代表者の変更
- (3) 住所の変更
- (4) 責任技術者の選任・解任
- (5) 電話番号の変更

I 指定事項に関する届出について

3. 指定を更新する場合

令和7年度の対象者

有効期限 **令和8年3月31日**

引き続き指定を
受ける場合は、
更新手続きが
必要です。

ここを確認
してください



下水道排水設備指定工事店証

住 所 静岡市葵区七間町15番地の1
商 号 又は名 称 七間町設備 株式会社
氏 名 静岡 太郎
(法人の場合は
代表者氏名)

上記の者を、静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程第5条の規定に基づき、次の期間静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店に指定する。

指定番号
第

000 号

令和3年4月1日 から

指定の有効期限

令和8年3月31日 まで

I 指定事項に関する届出について

4. 指定の更新手続きの流れについて

1月13日（火）～2月13日（金） 書類提出期間



※審査完了後、納付書を郵送

3月31日（火）まで 手数料の納付、指定工事店証の交付

- ・更新をしない場合、**指定が失効**します。
- ・再び指定工事店の指定を受けるには、新規指定の手続きをしなければなりません。

I 指定事項に関する届出について

5.オンライン申請について

①申請フォームに必要項目を入力し申請する方法

Q3. 届出者の情報

法人 個人事業主

指定番号 必須

999

3 / 60000

氏名または名称

法人名、屋号 必須

(法人名、屋号フリガナ) 必須

氏名または名称

七間町設備

シチケンチョウセツビ

5 / 500

10 / 500

代表者氏名

役職

代表者氏名 必須

(代表者氏名フリガナ) 必須

代表者氏名

代表取締役

静岡 太郎

シズオカタロウ

5 / 500

5 / 500

7 / 500

I 指定事項に関する届出について

5.オンライン申請について

②ご自身で作成した書類を申請フォームに添付する方法

□ 入力フォーム

1 入力1 2 入力2 3 入力3 4 確認 5 完了

Q4. 下水道排水設備指定工事店異動届出書を添付してください。

□ 異動届出書.doc (15.4 kB)

アップロードされたファイル

Q5. 誓約書を添付してください。 必須

□ 【排】 誓約書.doc (12.3 kB)

アップロードされたファイル

Q6. 定款の写しを添付してください。 必須

□ 定款の写し.pdf (226.3 kB)

アップロードされたファイル

申請書等をPDFや
wordファイルで
送ることができます。

I 指定事項に関する届出について

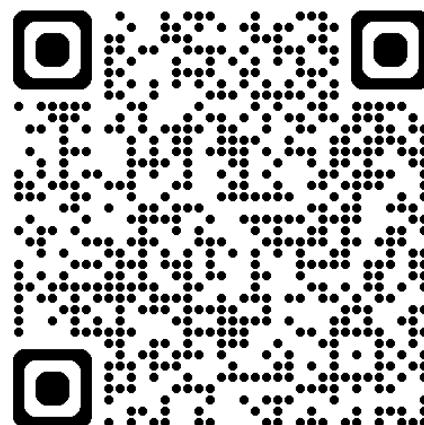
6. 様式のダウンロードについて

静岡市ホームページからダウンロードできます。

くらし・手続き ▶ 住まい・上下水道 ▶ 上下水道
▶ 申請・手続き ▶ 下水道排水設備工事に関する各種届出

URL : <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9872/s001197.html>

【QRコード】



II 排水設備工事における違反行為について

1. 違反行為について

- ・計画確認申請書を提出せずに工事を施工した
- ・工事完了後、検査を受けなかった
- ・指定工事店として自己の名義を他の業者に貸した



- ・下水道に関する法令、条例及び規程に違反したとき。
- ・業務に関し不誠実な行為がある等、管理者が指定工事店として不適当と認めるとき。



処分の対象となります。

II 排水設備工事における違反行為について

2. 排水設備工事の施工フロー

受注(新設・増設・改築)

計画確認申請書を提出

工事の施工

下水道の使用開始届の提出

工事完了日から5日以内に『排水設備等工事完了届出書』提出

工事完了検査（責任技術者の立会）

II 排水設備工事における違反行為について

3. 違反行為に対する処分

処分の対象となる行為があった場合



- ・指定の**取消し**
- ・指定の**効力の停止**(1月間～6月間)

Ⅱ 排水設備工事における違反行為について

4. 指定の取消または指定の効力の停止が決定した場合

◎処分を受けたことが公表されます。
(静岡市掲示板等)

指定の効力を失った状態では…

○排水設備及びこれに接続する除害施設の新設、
増設、改築及び撤去する工事を、施工することができません。

○取消処分から2年間は新規の指定を受けられません。

【お問い合わせ】

指定工事店について

上下水道総務課 総務係

静岡市葵区七間町15番地の1 上下水道局庁舎6階

電話 054（270）9121

ホームページ 静岡市上下水道総務課

検索



責任技術者について

静岡県下水道協会

静岡市葵区七間町15番地の1 上下水道局庁舎6階（上下水道総務課内）

電話 054（251）2870

ホームページ 静岡県下水道協会

検索



【お問い合わせ】

葵区、駿河区の排水設備工事

下水道維持課 排水設備係

静岡市葵区七間町15番地の1 上下水道局庁舎5階

電話 054（270）9235、9236

清水区の排水設備工事

下水道事務所 排水設備係

静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎6階

電話 054（354）2744